

柔道整復(整骨院・接骨院)のかかり方

柔道整復師の施術は医療保険の対象になるものと対象にならないものがあります。

柔道整復師の施術を受けられるときは、適正な受診にご協力をお願いします。

対象となる負傷

医療保険の対象となる負傷は、医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の負傷とされたものであり、内科的原因による疾患ではないものです。

○ こんなときに医療保険の対象となります。

- 骨折、脱臼、打撲及びねんざ(いわゆる肉ばなれを含む。)等の骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。(骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。)

◆ 主な負傷例

- ・日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき

✕ こんなときは医療保険の対象になりません。

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こいや筋肉疲労。
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
- 労災保険が適用となる仕事中や通勤途上での負傷。

柔道整復師の施術を受けるときの注意

- 医療保険は治療を目的としたものであり、上記のように医療保険の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。
- 「受領委任」の場合は柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けたときには、柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄(住所、氏名、委任年月日)に原則患者の自筆による記入が必要となります。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- 平成22年9月の施術分より、窓口支払いの領収証が無料発行されることになりました。領収証を必ずもらって保管しておき、「医療費のお知らせ」※で金額・日数の確認をしてください。※年2回発送しています。

また、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大切に保管してください。